

議案第 122 号

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部改正について

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第5条、第8条関係)

(単位:円)

基本使用料				加算料
利用時間	午前	午後	夜間	冷暖房料 基本使用料に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
施設区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	
福祉センター 研修室	1,050	1,370	1,370	
福祉センター 集会所	950	1,260	1,260	
福祉センター 会議室	210	320	320	
保健センター	840	1,160		

集団研修室			
保健センター 栄養実習室	1回の使用につき 2,100		

(阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

(単位：円)

基本使用料				加算料
利用時間 施設区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	冷暖房料
ホール	1,370	1,370	1,370	基本使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）
栄養指導室	840	840	840	
会議室	320	320	320	
健康指導室	840	840	840	
栄養実習室	1回の使用につき		3,150	

(大山田保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大山田保健センター設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「保健センター会議室、栄養指導実習室」を「栄養指導実習室」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

基本使用料			加算料
利用時間 施設の名称	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	冷暖房料
栄養指導実習室	900円	1,200円	基本使用料に100分の50を乗じて得た額
集団指導教育室	900円	1,100円	

第4条 大山田保健センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

基本使用料			加算料
利用時間 施設の名称	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	冷暖房料
栄養指導実習室	950円	1,260円	基本使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）
集団指導教育室	950円	1,160円	

（大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

基本使用料			加算料
使用時間 施設の名称	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	冷暖房料
ふれあい広場	740円	950円	基本使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）
自主活動室（洋室）	210円	320円	
会議室	210円	320円	

（青山保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第126号）の一部を次のように改正する。

「

別表第2中	200円	1,000円	基本使用料の5割に相当する額	を
	300円	1,500円		

」

「

210 円	1,050 円	基本使用料の 5 割に相当する額 (10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
320 円	1,580 円	

に改める。」

(青山福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 青山福祉センターの設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 127 号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条、第 4 条、第 7 条関係)

基本使用料 (円)			
施設の名称等	1 時間当たり	1 日当たり	夜間
	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
研修室－ 1	110	840	420
研修室－ 2	110	840	420
教養娯楽室－ 1	320	1,580	840
教養娯楽室－ 2	320	1,580	840

備考

- 基本使用料及び冷暖房料の 1 時間未満の使用については、1 時間として計算する。
- 冷暖房を使用する場合の施設使用料は、部屋ごとに基本使用料の 5 割に相当する額を加算した額とし、10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 利用時間は、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 夜間の使用については、時間当たりの使用料を設定しない。
- 使用者が入場料その他これに類するもの (以下この項において「入場料」という。) を一人につき 1,000 円に消費税等相当額を加算した額以上徴収する場合は、基本使用料に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる 2 種類以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために

使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例、阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例、大山田保健センター設置及び管理に関する条例、大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例、青山保健センターの設置及び管理に関する条例又は青山福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の使用料については、なお従前の例による。